

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（骨子案）について

1 「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」について

(1) 策定目的

環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

(2) 根拠 滋賀県環境こだわり農業推進条例第 7 条

(3) 計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度（現行）

2 基本計画の改定について（詳細は別紙のとおり）

(1) 基本方針

本県農業の健全な発展および琵琶湖等の環境保全をさらに進めるため、環境と調和のとれた農業生産活動の確保と、より安全・安心な農産物を消費者に供給する環境こだわり農業の拡大が必要。

このため、環境こだわり農産物の販路拡大やオーガニック農業（有機農業）等による付加価値化を推進しブランド力の向上に向けた取組を行う。

(2) 計画期間 平成 31 年度～平成 34 年度

(3) 重点施策

①環境こだわり農業の一層の拡大に向け、生産振興・消費者理解を促進

②環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を強化

③環境こだわり農業の「深化」の象徴的な取組としてオーガニック農業等を推進

3 改定の経過およびスケジュール等

・平成 29 年度

環境こだわり農業審議会で中間論点整理（7 月、12 月、3 月）

3 月 常任委員会で中間論点整理報告

・平成 30 年度

5 月 常任委員会で計画改定について報告

8 月 計画骨子案作成

10 月 計画原案作成

12 月 県民政策コメント

2 月 計画最終案作成

3 月 計画策定・公表

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(骨子案)

第1 計画の改定趣旨

1 計画改定の背景

- ・琵琶湖保全再生法の制定、SDGsの導入や世界農業遺産認定にむけた取組も始まり、琵琶湖等の環境保全や生物多様性保全など、持続可能な農業をさらに進める必要がある。
- ・水稻においては県全体の概ね半分で環境こだわり農業が実践され、京阪神にも環境こだわり米の販売が進んできたが、流通量は少なく認知度が低い。
- ・平成30年からの米政策の見直し等により、今後、産地間競争はより一層激化することが予測されることから、産地競争力の強化が喫緊の課題。
- ・平成28年度以降、環境保全型農業直接支払交付金の国からの配分が必要額に満たない状況が続き、平成31年度には国の制度見直しも検討されている。

2 計画改定の目的

- ・環境こだわり農産物の一層のブランド力向上・消費拡大を図り、本県農業の健全な発展とさらなる琵琶湖等の環境保全につなげるため、環境こだわり農業の深化を図る。
- ・ブランド力の向上に向けた取組を強化するため、オーガニック農業を深化の象徴的な取組として位置づけ、その目標や施策等を計画に加え改定。
- ・改定に伴い「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「滋賀県有機農業推進計画」を統合。

3 計画期間

- ・平成31年度(2019年度)から平成34年度(2022年度)までの4年間

第2 環境こだわり農業の現状と課題

1 現状(これまでの成果)

- ・平成29年には15,609haまで取組が広がり、水稻では45%の面積で取組実施
- ・全量環境こだわり農産物である「みずかがみ」は2,549haに拡大(H29)
- ・県内における化学合成農薬の使用量は、約4割削減(H12対比)
- ・環境こだわり農産物を利用した加工品も、のべ76品開発された(H29)

2 問題点と課題

- ・市場において慣行栽培と同程度の価格で扱われる事例が多い
- ・生産量に対して、環境こだわり農産物として取り扱われる量が少ない
- ・県民の環境こだわり農産物に対する認知度が低い(H30:45.7%)
- ・慣行栽培に比べ収量や品質が不安定な場合がある
- ・慣行栽培と生産コスト差が広がり、環境こだわり栽培のメリット感が減少
- ・全国的な取組の増加で国の環境保全型農業直接支払交付金制度予算が不足
- ・国による同制度の見直しが検討中

- 栽培技術の普及、面積の拡大は一定進んできたが頭打ち。
- 環境こだわり農産物の有利販売、流通拡大が不十分。

第4 施策の方向と成果目標

重点施策1: 環境こだわり農業の一層の拡大

(1) 生産振興

- ・米をはじめ、野菜、果樹、茶における生産拡大
- ・代替技術の導入等による化学合成農薬および化学肥料の一層の削減
- ・生産技術等の開発・普及推進、栽培指導による、生産拡大と品質向上
- ・国交付金活用による、環境こだわり農業の組織ぐるみでの取組を推進
- ・堆肥の利用やカバークロップの作付けなどの自然循環機能を高める取組の普及を推進

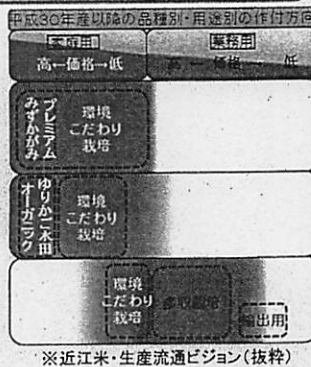
重点施策2: 環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を強化

(1) 水稻

- ・環境こだわり米「みずかがみ」の需要に応じた生産の拡大
- ・環境こだわり米「コシヒカリ」の仕分けを徹底
- ・主に家庭用として流通する環境こだわり米の「みずかがみ」と「コシヒカリ」のブランド化(差別化)による戦略的な販売対策の実施
- ・オーガニック米を象徴とする流通対策を進め、「環境こだわり米」(or「近江米」)全体のブランドイメージ向上を図る

(2) 野菜等園芸作物

- ・重点品目を定め、全県で一体的なPRを行うなどし、「優位」販売につなげる
- ・直売所等に向けては少量多品目生産を推進し品揃えを強化
- ・実需者が求めるプライベートブランド基準への対応も合わせて推進



※近江米・生産流通ビジョン(抜粋)

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米の作付面積・流通量 (みずかがみ・コシヒカリ)	7,697ha 〇〇t	8,700ha 〇〇t
野菜に関する目標	〇〇	〇〇

第5 各主体の取組

農業者等、農業団体、販売業者、消費者等がそれぞれの関係者による連携した取組を実施

第3 基本方針

本県農業の健全な発展および琵琶湖等の環境保全をさらに進めるため、環境と調和のとれた農業生産活動の確保と、より安全・安心な農産物を消費者に供給する環境こだわり農業の拡大が必要。

このため、環境こだわり農産物の販路拡大やオーガニック農業(有機農業)等による付加価値化を推進しブランド力の向上に向けた取組を行う。

取組のイメージ(水稻)

オーガニック(有機)米

除草剤のみ使用米 魚のゆりかご水田米

環境こだわり米「みずかがみ」「コシヒカリ」など
(農薬・化学肥料5割以下、びわ湖にやさしい)

環境こだわり農産物

取組面積の拡大

↑ 深化・付加価値化

(2) 消費者の理解促進

- ・環境こだわり農産物認証マークを表示した出荷・販売の促進
- ・琵琶湖を守る日本一の取組であることなど、環境こだわり農産物の生産に関する情報を発信し、認知度向上、理解促進
- ・環境こだわり農産物を用いた食育の推進

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米の作付面積割合	45%	50%以上

重点施策3: 環境こだわり農業の「深化」の象徴的な取組としてオーガニック農業等を推進

(1) オーガニック農業の推進

- ・当面は、水稻、茶を中心に推進を図る
- ・販路開拓を進めるとともに、マーケットインに基づく生産を推進
- ・生産技術等の開発や栽培指導に努め生産拡大と安定した収量・品質を確保
- ・有機JAS認証の取得を推進(県独自認証は行わない)
- 水稻
 - ・関係団体と連携し、生産から販売までの企画・調整やブランドイメージの確立を推進
 - ・首都圏での市場開拓を進めるとともに、契約栽培を推進
 - ・栽培の手引きや研修会の開催等を通じて、安定生産の実現を目指す
 - ・20~30ha規模の経営体を中心にオーガニック栽培(4~5ha)を推進
 - ・地域内で合意形成を図り土地利用等に支障が無いよう努める
- 茶
 - ・安定生産技術や有機JAS認証に適合する茶園管理技術を確立
 - ・有機JAS認証の取得を推進し、海外市場の開拓を図る
 - ・オーガニック農業を推進し、「近江の茶」のブランド力を向上

(2) 魚のゆりかご水田等の取組の推進

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
オーガニック農業(水稻)取組面積※	247ha	420ha
オーガニック農業(茶)取組面積	7ha	12ha
魚のゆりかご水田取組面積	131ha	250ha

※将来的にはオーガニック農業(水稻)でも日本一を目指す